

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。

我が国においても、武漢市からの渡航者等の発症事例が増加する中、武漢市に滞在歴のない日本人が発症し、国内での人から人への感染が確認されたところである。

事態の収束が見えない中、新たな感染が確認されるたび、国民の不安は増大する一方であり、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

政府においては、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策などを総合的かつ強力に推進する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- 1 国外からのウイルスの侵入を確実に防ぐため、入国管理の徹底、とりわけ空港、港湾における検疫体制の強化など水際対策を図ること。
- 2 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、簡易検査キットを早期に開発するとともに、実施に必要な診察・検査体制や医療物資の整備、多言語に対応できる受診体制の構築など地方における医療体制の強化を支援すること。
- 3 高まる不安や風評被害に対応するため、国民、訪日外国人及び地方公共団体に対して、正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うとともに、多言語による24時間対応の相談体制の充実を図ること。

また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害防止や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。

4 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。

また、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足することがないように、国の責任において必要量の確保に努めること。

5 感染拡大や風評被害により、観光関連産業や中国に生産拠点を持つ国内企業等を含めた地域経済への影響が予想されることから、武漢市からの帰国者を受け入れた宿泊施設等への補償を含め機動的に必要な対策を講ずること。

6 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、決議する。

令和2年2月5日

全国都道府県議会議長会